

2022年・大分市議会第2回定例会・一般質問(案)

2022年06月16日現在

ふくま健治

日本共産党の福岡健治です。質問通告に従い3項目について質問します。

1、コロナ禍での、原油価格・物価高騰について

(1)原油価格・物価高騰による市民生活への影響について

急激な原油価格・物価高騰が暮らしを直撃しています。レギュラーガソリン価格は1リットル当たり、180円前後で推移しています。その影響はバス・トラック・タクシー業者のみならず、障がい者支援施設、高齢者支援施設では、利用者の送迎の燃料費負担が経営を圧迫しています。ある飲食業者は、「最近のガス代・食材費の急激な高騰は価格転嫁できず、経営に重大な影響をおよぼしている」

ある主婦からは、「最近玉ねぎは倍近くに値上がり、小麦・油の値上げは家計を圧迫しています。日々のやりくりで苦しんでいます」。ある年金生活者は、「消費税負担の一方で、年金引き下げ、医療・介護の負担増、その上最近の原油・物価高騰は日々の暮らしを脅かしています」など、で我慢も限界という悲鳴の声が行く先で、渦巻いています。

そこで質問します。コロナ禍での急激な原油価格・物価高騰が市民生活に与えている影響について、どのような認識をお持ちでしょうか。見解を求めます。

(2)、コロナ禍での原油価格・物価高騰の要因について

私が先ほど指摘したように、急激な原油価格・物価高騰による値上げラッシュの根っこには、「新型コロナウイルス感染症の長期化」「ロシアのウクライナへの軍事侵略」だけではありません。「アベノミクス」による「異次元の金融緩和」が、異常な円安をつくりだし、物価高騰の重要な要因であることは誰の目にも明らかです。

なぜ物価高騰でこんなに暮らしが苦しくなったのでしょうか。働く人の賃金はあがらないからではないでしょうか。実質賃金は1996年から2021年には61万円もマイナスとなっています。消費税の連続増税で家計は痛めつけられ、その一方で、年金は下がり、医療・介護の負担増、教育費負担が重すぎるからです。弱肉強食、自己責任押しつけの新自由主義が、日本経済を「冷たく弱い経済」にしていまっただことが、生活苦に追い打ちをかけている根本にあると考えます。この転換こそ今もとめられていると考えます。

そこで質問します。コロナ禍での原油価格・物価高騰による生活苦の深刻化の原因についてどのような認識をお持ちでしょうか。見解を求めます。

(3) 政府の臨時交付金活用による暮らしへの支援について

●政府が4月26日に策定した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」のなかには、地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」1兆円の創設も含まれています。これに加え、21年度補正予算として交付を決めた地方創生臨時交付金「地方単独事業分」1兆円も、その8割が22年度へ繰越されています。

今議会に提案された令和4年の補正予算案には、国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」関連として、約12億円措置されています。プレミアム付き商品券発行事業や経営安定化資金緊急支援融資事業などが主なものとなっています。これでは、今の市民生活の深刻な事態に十分対応できるものとは言えません。

そこで質問します。地方創生臨時交付金の大幅な増額を要求すべきです。見解を求めます。

●給食費値上げ抑制に臨時交付金の活用について

さて、今回の補正予算(案)には、幼児教育・保育施設等給食材料費高騰対策事業が措置されていますが、小中学校への措置はありません。

4月28日の文科省通知では、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について、この緊急対策の柱立ての1つに「コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援」が掲げられ、学校給食等の負担軽減等として、「地域の実情に応じ、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金を拡充・活用し、コロナ渦において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取り組みを強力に促し、必要な支援を迅速に行う」とされています。

そこで質問します。学校給食への活用は検討されたのでしょうか。見解を求めます。

●事業者への支援についてです。

第1回定例会での、新型コロナウイルス感染症対策についての総括質問で市長は、国による固定費等の支援策とし3月までを対象期間とする「事業復活支援金」が実施されていることから、市独自の家賃支援は実施していませんが、今後も感染症の拡大状況等を勘案しながら、必要に応じた支援を、迅速かつ的確に実施したい」旨の答弁をされています。

新型コロナウイルス感染症も減少はしているものの、先は見通せず、事業者の売上回復の兆しは不透明です。これに、原油価格・物価高騰が追い打ちをか

け、業者の営業を圧迫しています。

そこで質問します。いまこの時期にこそ、固定費等への支援を検討すべきではないでしょうか。見解を求めます。

●低所得者支援は、生活保護利用者への支援についてです。

生活保護基準では、灯油代などの光熱費として冬季加算が11月から3月までありますが、一人世帯では毎月2,630円です。灯油代2缶分にもなりません。ストーブ使うと灯油代が高いため、冬はこたつにくるまっているという方が多くいます。また夏はエアコンがあっても電気代が嵩むために、極力がまんしています。熱中症が心配されます。

そこで質問します。生活保護利用者には、冬季加算の増額、夏季加算の新設、を政府に求めていくべきです。見解を求めます。

2、次に農政について質問します。

コメづくりについて質問します。

●まず「水田活用の直接支払い交付金」についてです。

政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策をとらないまま、昨年11月19日、新たに26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表しました。

同時に2022年度から「水田活用の直接支払い交付金」の見直しを明らかにしました。その内容は畔や水路がなく水張ができない水田や、2022年から2026年の5年間に一度もコメを作らなかった水田は「水田活用の直接支払い交付金」の対象水田から外すというものです。政府が育成するとしてきた大規模経営や集落営農からも「もう続けられない」と悲鳴が上がっています。

これが実施されれば、永年作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって転作に協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底受け入れられません。これまで食料自給率の低い麦・大豆・なたね・そばなどの戦略品目の生産拡大にとりくんでいる農家に対する、重大な裏切りです。

交付金の対象から外れる水田は、耕種放棄地になり、さらに、自給率の低下を招きます。

食料自給率向上のために、外国依存農政から転換し、減反政策を見直し、水田を活用した支援のいっそうの拡充が必要と考えます。

そこで質問します。「水田活用の直接支払い交付金」の削減中止を求めていくべきです。見解を求めます。

(2)水田への通水について

明治・松岡・判田地区約160ヘクタールにおいて、田植え時期前に、昭和井路からの通水ができなくなったとの報告を受け、こうした事態がどうして起きたのか、驚きました。事故発生は、令和3年9月28日、その後補償協議、掘削方法の変更、及び資材調達に時間を要したことから、工事進捗に遅れを生じたため、通水予定が6月11日から7月25日の予定の見通しとなったとのことです。

●そこで質問します。工事が遅れに遅れた主な原因はなんだったのでしょうか。見解を求めます。

●今後こうしたことをおこさないためにも、すべての土地改良区の井路の総点検を実施すべきではないでしょうか。見解を求めます。

●通水不能地区について、河川からの通水、ため池の利用などで可能な限り対応したいといっていますが、対応できる範囲は10ヘクタール程度と聞いています。今回の通水不能地域の対象農家は約760戸に及ぶと聞いています。

今後の対応について、水量が不足して収量が減少した場合、作付不能の場合の補償について協議をされていると聞いています。

補償基準については、今年作付けできなかった減収分は当然ですか、来年度も米の作付けできる十分なものでなければならぬと考えます。

そこで質問します。補償基準の内容は、どこまで協議すすんでいるのでしょうか。見解を求めます。

3、環境問題について

(1)風力発電事業について

●環境影響評価書の本市の評価について

佐賀関半島の尾根に計画がすすめられている「仮称・大分・臼杵ウインドファーム事業」の環境影響評価準備書に対する経済産業大臣勧告及び大分県知事意見を踏まえた環境影響評価書が公表されました。

風力発電施設の仕様変更(出力2000キロワットから3600キロワット)による基数の削減(13基から8基)に伴い、総括的事項、個別項目(騒音・超低周波音、水質、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然とのふれあいの活動の場及び廃棄物等)について、再度予測・評価を行い、その内容が記載されています。

そこで質問します。周辺住民へのなりわい・環境保全の立場から、今回の環境影響評価書に対する大分市の評価について、見解を求めます。

●住民等へのコミュニケーションについて

今回の評価書では、準備書での大分県知事意見の総括事項への事業者の見解は、「本事業の実施にあたって、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン「風力」に基づき、住民及び関係両市と積極的にコミュニケーションを図り、それぞれが抱く不安や懸念の解消に向け、誠実に対応し、本事業の実施に対する理解を得られるよう努めます」となっています。

私のこれまでの市議会質問でも、当時の環境部長は、「環境影響評価書の公表の段階で、住民への十分な説明を行うことを、事業者へ要請したい」との答弁をされています。そこで質問します。環境影響評価書が公表されましたが、本市として、事業者に対する住民への説明会実施要請はおこなったのでしょうか。見解を求めます。

(2)産業廃棄物処分場について

●騒音・ほこり対策

今年4月中旬、横尾地区のお住いの方から、住宅の東側に産業廃棄物処分場が可動をはじめた。「騒音がひどい・濯物も干せないという」苦情が寄せられ、私も現地を調査し、住民より直接お話をお聞きしました。この施設は、令和3年8月19日に産業廃棄物処分業の許可を受けています。住民からの苦情ができれば現課職員がいち早く駆けつけ対応していただいていることもお聞きしました。

そこで質問します。地域住民の環境保全の立場から、騒音・ほこり対策についての改善方を要望してきましたが、これまでどのような改善がすすめられてきたのでしょうか。見解を求めます。

●建築行為について

同、産業廃棄物処分場の用途地域は市街化調整区域内にあります。市街化調整区域では、都市計画法第34条に定める要件に該当しなければ建築は不可となっています。同施設は、都市計画法上、問題はないのでしょうか。

そこで質問します。都市計画法29条(開発行為の許可)及び都市計画法第34条について、説明を求めます。

●令和3年3月に同施設が違反建築があるとの情報をうけ、現地で建築違反を確認いたため、都市計画法29条違反について、指導した。今年4月22日の立ち入り調査をして、都市計画法29条違反であることを通告し、あらためて書面で通知したとのことです。そこで質問します。その後、違反建築についてのどのような対応がされてきましたか。見解を求めます。

(3)土砂採取について

大分市角子原地区にある土砂採取場は、令和元年12月に土砂採取届出書が提出され、令和4年2月に変更届けが提出されています。

面積は約3万2千㎡から約4万㎡に、採取量は、約8千㎡(立法メートル)から約6万5千㎡(立法メートル)に拡大されています。

先般この土砂採取場の上でみかんをつくっている農家の方から、現状を見てほしいとの要望が寄せられ、訪問しました。「説明会では、上の木を切って平らにするといっていたのに、夏ミカンの山の敷地から1メートル先より、切り堀され、急な崖になっている」、「防風林の役割を果たしていた雑木林がはぎとられたため、強風でミカン葉・花が吹き飛び、ミカンができなくなった」、「採取場の下あるため池に土砂が流入しているので取り除いてほしい」などの訴えが寄せられました。

土砂採取は、都市計画法上の開発行為の許可の必要はなく、届け出書の提出のみとなっています。大分市土砂採取規制条例、第1条(目的)では、「土砂の採取について必要な規制を行うことにより、土砂の採取に伴う災害を防止し、もって市民の生活環境の保全を図ることを目的とする」としています。

そこで質問します。当該地域住民からの訴えについて、担当部局としては、条例の範囲内では、どのような対応が可能でしょうか。見解を求めます。